



100歳 おめでとうございます

☎ 高齢者福祉課 ☎ 385

今年度100歳を迎える方に、内閣総理大臣からの祝い状と銀杯をお届けしました。

写真を掲載した方以外に荒川不二子さん、杜多ハナさんがおられます。皆さんこれからも元気で過ごしてください。



藤原 テルノ さん



田中 キヨ さん



渋川 トキ さん



水宮 ^{みつ}三衛 さん



増田 米造 さん



柳下 政一 さん



馬場 カズ さん



村山 ヨシエ さん



岩崎 みつ子 さん



小島 ツネヨ さん



原 和枝 さん



市川 とく さん



藤沼 ヒデ さん



村田 ^{とし}俊 さん



^{ふなと}船渡 静子 さん



鈴木 愛子 さん



渋谷 クラ さん



^{あかば}赤羽 静子 さん



松川 幸子 さん



後藤 八重子 さん



山田 光義 さん



馬場 千代子 さん



杉山 ^{みの}實野 さん





市の魅力が詰まった1冊 富士見市PR冊子を作製しました

☎ シティプロモーション課 ☎049-256-7894

市制施行50周年を記念し、富士見市ならではの魅力がたっぷり詰まった富士見市PR冊子を作製しました。

配布開始 11月1日(火)(なくなり次第終了)

配布場所 シティプロモーション課、市内各公共施設、池袋駅構内ラックほか
※市ホームページでもご覧いただけます。



内容 富士見市PR大使の飯田里穂さん・倉本康子さんが市内のグルメや魅力スポットなどを紹介、地域の方のインタビューなど



市公式Instagram 「ちなみに富士見!」 を開設しました!



PR冊子と連動し、市の魅力を広く発信するため、市公式Instagramを開設しました。

「住みやすい」だけじゃない、「ちなみに!」な情報と一緒に富士見市の魅力をお届けします。



花火大会の延期

☎ 産業経済課 ☎049-257-6827

11月26日(土)に市内小中学校3校で実施を予定していた市制施行50周年記念花火大会は、安全性確保のため、会場および日程を変更します。

新たな会場および日程は、広報『富士見』などで改めてお知らせします。



青少年の主張大会

☎ 学校教育課 ☎621 生涯学習課 ☎635

未来を担う青少年の「こんな富士見市になったらいいな」という想いに耳を傾けてみませんか(申込不要)。

とき 11月26日(土)午後1時~3時30分

場所 鶴瀬コミュニティセンター

内容 市内小・中・特別支援学校、富士見高校の各代表による主張発表

共催 富士見市青少年育成市民会議、市教育委員会



市制施行50周年記念事業「富士見市で結婚50年を迎えた金婚ご夫婦お祝い式」スピンオフ企画

いい夫婦の日(11月22日)特別インタビュー

11月22日の「いい夫婦の日」にちなみ、10月22日開催の「富士見市で結婚50年を迎えた金婚ご夫婦お祝い式」参加のご夫婦に、健康と仲良しの秘訣を伺いました。

☎ 健康増進センター ☎049-252-3771



夫婦で運動を続けています
中嶋國泰さん・敏子さん

2人ともグラウンド・ゴルフが大好きで、一緒に大会にも出場しています。散歩も一緒にしていて、2人で体力づくりに励んでいます。夫婦そろって健康診断の判定結果はすべてAです。



仕事や地域活動が活力の源
北嶋忠雄さん・由利子さん

夫婦で床屋を営み、さまざまな苦楽をともにしました。現在は、ひ孫の面倒をみるのが楽しみです。元気なうちは働きたいので、夫婦で仕事やボランティア活動に打ち込んでいます。



感動を共有することが大切
河野功さん・昌子さん

定年退職後、夫婦で世界遺産をめぐり35か国を旅するなど、多くの感動を夫婦で共有しました。行けるときに行っておいてよかったです。「お互いさまでいこう」が夫婦のモットーです。



ストップ！児童虐待 ～11月は児童虐待防止推進月間です～

☎ 子ども未来応援センター ☎049-252-3773

■ 子どもの心身や発達に深刻な影響を与える「児童虐待」

保護者（親または親に代わる養育者）が子どもの心や身体に傷をつけ、子どもの発育や発達に深刻な影響を与える行為で、子どもの権利を侵害します。「しつけ」のつもりでも、現実に子どもの心や身体が傷つく行為であれば、虐待にあたります。

■ 身体的虐待

たたく、殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより部屋に拘束する など

■ 性的虐待

子どもへのわいせつ行為、性的関係の強要、性的行為を見せる、児童ポルノの被写体にする、子どもにポルノビデオを見せる など

■ ネグレクト

怠慢や放置などで食事を与えない、風呂に入れない、車中に放置する、病気になっても病院に連れて行かない、保育園・幼稚園・学校に通わせない など

■ 心理的虐待

言葉で脅す、暴言を浴びせる、無視をする、ほかのきょうだいと差別的に扱う、子どもの目の前で夫婦げんかや家族に対して暴力をふるう など

【子どもの心身への影響】

虐待は、子どもの脳の発達に深刻な影響を及ぼします。幼少期に辛い体験をすることで脳が傷つき、将来心身の成長や発達に影響が出ることがあります。

虐待による影響

- 落ち着いて話を聞けない
- 約束を守れない
- 感情をうまく表せない
- 我慢ができない
- 攻撃的な言動をしてしまうなど

■ 子どもを虐待から守るために

心配な状況を発見したら、迷わず児童相談所や市役所へ相談してください。相談者が特定されないよう秘密は守られます。また、虐待のことで悩んでいるお子さん自身や保護者の方からの相談も受け付けています。

もしかして虐待かも？と思ったら

児童相談所
虐待対応ダイヤル ▶ **189** (24時間対応)

※お近くの児童相談所につながります。

こんなときはすぐに連絡を

- 子どもに不自然なアザや傷がある
- 服がいつもひどく汚れている
- いつもお腹をすかせている
- 大人の怒鳴り声や子どもの泣き声がよく聞こえる など

■ そのほかの通告・相談窓口 ▶ 緊急の場合は迷わず110番!!

■ 川越児童相談所 ☎049-223-4152
月～金曜午前8時30分～午後6時15分(祝日・年末年始を除く)

■ 富士見市子ども未来応援センター ☎049-252-3773
月～金曜午前8時30分～午後5時15分(祝日・年末年始を除く)

■ 埼玉県虐待通報ダイヤル ☎#7171
24時間対応

■ 東入間警察署 ☎049-269-0110
24時間対応



困ったらすぐにご相談を 消費生活相談

☎ 消費生活センター ☎049-252-7181
【相談日】 月～金曜10:00～12:00、13:00～15:30

多重債務

～1人で悩まず、ご相談を～

消費者金融やクレジットカード会社など、複数の貸金業者から借金をして返済に困っている状況を多重債務といいます。

【多重債務にならないために】

- 返済計画が立たないお金は借りないようにし、確実に返済できるか事前に月々の返済額などを計算しましょう。
- 毎月一定額を支払うリボルビング払いは、毎回の返済額が少なくなりますが、その分利息が増えます。支払い期間が長くなるので注意が必要です。
- 契約前に金利や手数料の額、契約内容を確認し、契約書は必ず保管しましょう。



高齢者生活支援事業

☎ 高齢者福祉課 ☎049-252-7108

高齢者の方が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、在宅生活の支援を行っています。
 なお、サービスごとに利用条件があり、対象となる方が異なります。担当の職員による訪問調査が必要なサービスもありますので、利用を希望する場合はお問い合わせください。



サービス名・内容・費用など	対象者など
【配食サービス】 (1食400円) 自宅へ昼食を届けることで安否確認を行う	高齢者または身体障がい者のみの世帯で、調理が困難な方
【日常生活用具給付・貸与】 ①電磁調理器の給付(所得に応じて自己負担あり) ②固定電話の貸与(通話料は自己負担)	①原則一人暮らしの高齢者で、電磁調理器が必要な方 ②市民税非課税で、電話のない、原則一人暮らしの高齢者
【寝具乾燥サービス】 (無料) 寝具乾燥は月2回以内、寝具丸洗いは年1回	高齢者または身体障がい者のみの世帯で、身体的理由などにより寝具の乾燥が困難な方
【緊急時連絡システム】 (無料) 急病、事故などの緊急時に、消防署に簡単に通報できる機器を貸与(固定電話が必要)	高齢者または身体障がい者のみの世帯で、心疾患や慢性疾患などの持病がある方
【紙オムツ支給】 (無料) 月額4,000円以内の紙オムツを支給(上限額を超えた分は自己負担)	市民税非課税世帯で要介護3～5の認定を受けており、在宅で生活をしていて紙オムツの使用が必要な方(在宅で生活している日数に要件があります)
【徘徊探知機貸与】 (月額500円) 位置情報を得られる探知機を貸与	認知症や高次脳機能障害などにより道に迷う心配があり、要介護認定を受けた高齢者などを在宅で介護している方
【徘徊高齢者等ステッカー配布】 (無料) 市名・登録番号を印字したステッカー20枚を配布	認知症など(疑いも含む)により道に迷う心配のある高齢者などを介護している方
【ふれあい収集】 (無料) 週1回、ごみの戸別収集を行う	自力でのごみの搬出が困難な高齢者または障がい者のみの世帯(近隣住民の協力、民間サービスの利用などで搬出できる世帯は除く)
【自立支援型ショートステイ】 1日1,540円、生活保護世帯は1日760円	要介護・要支援認定で非該当と認定された方で、ショートステイの利用が必要な方
【老人介護手当】 月額5,000円を支給(年3回)	介護保険料の段階が第1～3段階に区分される市民税非課税世帯で、要介護3～5の認定を受けた高齢者を在宅で介護している同一世帯の方(介護をしている日数に要件があります)
【成年後見制度利用支援】 ①認知症などで理解力や判断能力が十分でない高齢者で、身寄りのない方などに対し、成年後見制度の利用を支援 ②後見人などへの報酬の支払いが困難な方に対し、その報酬の額(収入の状況により全部または一部)を助成	①認知症などの高齢者で、成年後見人などがいないと日常生活に支障があるが、2親等以内の親族がいないなどの理由により利用手続きができない方 ②家庭裁判所により後見人などが選任された市民税非課税世帯の方(対象者の預貯金額などが100万円を超える場合や、対象者の属する世帯の預貯金額などの合計が200万円を超える場合は除く)
【介護保険サービス利用者負担助成】 介護保険の在宅サービス利用で支払った利用者負担額の4分の1を助成(老齢福祉年金受給者の方は2分の1を助成)	総合事業対象者または要支援・要介護認定を受け、在宅介護サービスなどを利用する市民税非課税世帯の方(生活保護世帯の方を除く)
【市内循環バス特別乗車証交付】 ①利用運賃を補助する特別乗車証を交付(運賃1回100円) ②障がいのある方の特別乗車証は障がい福祉課で交付(運賃無料)	①70歳以上の方 ②障害者手帳をお持ちの方 ※特別乗車証の発行には、顔写真(縦3×横2.4cm、スナップ写真可)が必要です。

地元再発見 グルメチケット

☎ 富士見市商工会 ☎049-251-7801
産業経済課 ☎049-257-6827

1セット2,400円分(800円券×3枚)を2,000円で販売

販売期間 12月31日(土)まで(なくなり次第終了)

販売場所 富士見市商工会ほか

購入限度 1人5セットまで

利用期間

11月17日(木)~12月31日(土)

▶**バル期間**：11月17日(木)~19日(土)

チケット1枚につき特別メニューを提供します。

▶**クーポン期間**：11月20日(日)~12月31日(土)

クーポン券としてイートイン・テイクアウトで使用できます。

使用場所 地元再発見グルメチケット参加店

*詳しくは富士見市商工会ホームページをご覧ください。



地域の力を学校の力に 学校応援団の取り組み

☎ 学校教育課 ☎623

学校応援団は各小中学校、特別支援学校ごとに児童生徒の学習活動、安全確保、環境整備などを支援する保護者や地域の方のボランティア組織です。

皆さんも地域の学校応援団に参加しませんか。

取組の紹介

関沢小学校

「できる時に、できることを、楽しんで!」をモットーに、校内ファームや花壇の手入れを行う「学校ファーム」、書写や家庭科の実習の手伝いを行う「学習・安全確保」、秋の落ち葉掃きなどを行う「環境整備」などの活動を行っています。また、絵本などの読み聞かせも行っています。

勝瀬小学校

PTAの「かつせ助っ人団」として「できる人が できる事を できる時にやる」をモットーに、一部授業の見守り、校内環境整備、校外学習への引率協力などを行っています。今年度はベルマーク活動も始動し、集計を自宅で行うことで祖父母の協力も得られる活動が実現しています。

南畑小学校

「できる人が できるときに できることを」を合い言葉に、学習支援、安全・防犯、環境整備、学年・学級支援を行っています。今年度は読み聞かせボランティアが図書室や各教室にある学級文庫の蔵書数や本の状態を点検し、図書室の環境整備などに取り組んでいます。

マイナポイントの対象となる マイナンバーカード 申請期限の延長

マイナちゃん

☎ ICT 推進課 ☎049-257-5873

■ **マイナンバーカードの申請期限：12月末**
マイナポイントの申込期限：令和5年2月末

マイナンバーカードをお持ちの方に、民間のキャッシュレス決済手段を通じて最大2万円分相当のポイントが付与されます。

ポイントを受け取るには申込みが必要です。詳しくはマイナポイント事業ホームページをご覧ください。



マイナポイント申込みのお手伝いをしています

とき 市役所の開庁時間

場所 市役所1階入口横スペース

持ち物 ・マイナンバーカード

- ・マイナンバーカード交付時に設定した4桁の暗証番号
- ・マイナポイント付与を希望するキャッシュレス決済の決済サービスIDとセキュリティコード
- ・公金受取口座の登録を希望する方は、本人名義のキャッシュカードまたは通帳など(銀行名、支店名、口座番号が分かるもの)

保育施設・放課後児童クラブ 入所・入室申込をお忘れなく

☎ 保育課 保育係 ☎049-252-7105
放課後児童係 ☎049-252-7136

令和5年4月入所・入室の申込受付は下記のとおりです。詳しくは、広報『富士見』10月号または市ホームページをご覧ください。



■ **保育施設の申込受付**

受付日時		場所
11月11日(金) ~13日(日)	午前9時~11時 午後1時~4時	市役所
11月15日(火)	午前9時~11時	水谷公民館
11月16日(水)	午後1時~3時	ふじみ野交流センター

■ **放課後児童クラブの申込受付**

受付日時		場所
11月5日(土)	午前9時~正午	市役所
11月7日(月)	午後2時~4時	水谷公民館
11月8日(火)		ふじみ野交流センター



電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金

☎ 新型コロナウイルス感染症緊急生活支援対策室 ☎049-265-5098

電力・ガス・食料品などの価格高騰での負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対し、1世帯あたり5万円を給付します。

申請期限 令和5年1月31日(火)(消印有効)



令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(10万円)の申請期限は11月30日(水)(消印有効)です。



令和4年度住民税非課税世帯の方

対象の方に順次、確認書または申請書を郵送します。

対象 次のすべてに該当する世帯

- 9月30日時点で本市に住民票がある世帯
- 同一世帯全員の令和4年度の市民税均等割が非課税である世帯(※)

(※) 住民税が課税されている方の扶養親族等だけの世帯および租税条約による免除の適用を届け出ている方がいる世帯を除きます。

令和4年1月以降の家計急変世帯の方

対象の方はお問い合わせください。申請書を郵送します。

対象 次のすべてに該当する世帯

- 9月30日時点で国内に居住し、申請日時点で本市に住民票がある世帯
- 予期せず令和4年1～12月の家計が急変し、同一世帯の全員が令和4年度分の住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯(※)



新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

☎ 新型コロナウイルス感染症緊急生活支援対策室 ☎080-3406-4843・080-9677-1280(平日午前9時～午後4時)

■ 申請期限を12月31日(土)(消印有効)まで延長

総合支援資金の再貸付を終了した世帯などに対し、就労による自立を図るため、支援金を支給しています。

支給要件など、詳しくは市ホームページをご覧ください。

支給額(月額)

単身世帯	2人世帯	3人以上世帯
6万円	8万円	10万円

※住居確保給付金との併給が可能です。

支給期間 初回、再支給いずれも3か月間

申請方法 申請書に記入し、必要書類を添えて**原則郵送**で提出してください。

※申請書は、総合支援資金の再貸付を借り終わった方などに順次郵送しています(市ホームページからもダウンロード可)。



宛先 〒354-0021 鶴馬1932-7

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給担当(市民福祉活動センター「ぱれっと」内)



新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金

☎ 保険年金課 健康保険係 ☎049-252-7112 後期高齢者医療係 ☎049-252-7114

新型コロナウイルス感染症の感染または感染の疑いにより仕事を欠勤し、給与等の全部または一部の支払いを受けられなかった場合に、傷病手当金を支給します。

電話での聞き取り後、対象となる方には申請書を郵送しますので、まずはお問い合わせください。

支給額 (直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷就労日数)×支給対象日数×2/3

※上限額あり(日額30,887円)

対象 国民健康保険被保険者または後期高齢者医療被保険者で、次のすべてに該当する方

- 勤務先から給与の支払いを受けている方
- 新型コロナウイルス感染症に感染または感染の疑いにより、就労予定であったが就労できない期間があった方(発症から連続3日間を除く)

※個人事業主、有給対応などで給与が発生した方は対象になりません。